

2018年8月13日

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方  
(コンプライアンス・リスク管理基本方針)(案)」に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

1. 本基本方針の位置づけ等

(1) 現行の検査マニュアルとの関係等

本基本方針の位置づけについて、「本文書は、個別分野ごとの考え方と進め方を示すディスカッション・ペーパーの一環として、(略)法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢として扱われてきた分野を扱う」とある。

法令等遵守態勢

現行の検査マニュアル「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」には、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の態勢整備に係る記述があるが、本基本方針の中には具体的な記述はない。

この点、基本的な考え方・進め方は本基本方針に準拠しつつ、具体的な論点については、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(2018年2月6日)等に基づき、金融機関との対話を行っていくことを想定していると理解してよいか。

顧客保護等管理態勢

現行の検査マニュアル「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」には、顧客説明や顧客サポート等に係る態勢整備の記述があるが、本基本方針の中には具体的な記述はない。

「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」において、「例えば、利用者保護上の特定の課題などについて、重点的にモニタリングを行った場合には、ある程度成果がまとまった段階で、必要に応じその結果と今後の課題や着眼点等を公表する」とあるとおり、今後、金融機関との対話において金融庁が認識した顧客保護等管理態勢に係る課題や着眼点等を

タイムリーに公表していただきたい。

- (2) 「コンプライアンス・リスク」、「コンプライアンス・リスク管理」の内容  
本基本方針には、金融機関がコンプライアンス・リスク管理を向上させてくための重要な着眼点が記述されている。

「コンプライアンス・リスク」、「コンプライアンス・リスク管理」という文言は必ずしも一般的なものではないため、金融庁におけるそれらの内容を記述していただきたい。

## 2. 金融機関における管理態勢

- (1) 内部通報制度の実効性向上

「内部統制の仕組み」に係る記述において、「現実には内部通報制度が活用されず（略）」とある。各金融機関ともに、内部通報制度の実効性向上に取り組んでいるものの、通報者保護の懸念の払拭や役職員の関心の引上げ等の課題も多い。

各金融機関における今後の対応の参考となるよう、金融庁が金融機関との対話において把握した取組みの好事例を共有させていただきたい。

- (2) 実効的な再発防止策の策定

「内部監査部門による検証」に係る記述において、「内部監査部門がその調査等を実施する際には、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要となる」とある。

内部監査部門の本来的な役割は業務プロセスの有効性の評価であり、被監査部門の再発防止策を策定することはない。上記の記述は、例えば、内部監査部門が、事業部門・管理部門と議論して問題発生に至った根本原因を分析し、事業部門・管理部門に対して再発防止策の策定を提言して、事業部門・管理部門が再発防止策を策定する、ということを意図したものであると理解してよいか。

- (3) 海外拠点管理

「グループ会社管理及び海外拠点管理」に係る記述において、「特に、海外拠点を有する金融機関においては、コンプライアンス・リスク管理は、（略）」

最終的には、本社による実効的な統制がなされていることが重要である」とある。

海外拠点のコンプライアンス・リスク管理に関して、現地の金融監督当局は取締役会の直接の関与を求める傾向にある。このため、上記の記述について、例えば、「(略)最終的には、経営陣の関与を前提とした本社による実効的な統制がなされていることが重要である」としてはどうか。

#### (4) コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保

「コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保」に係る記述において、「例えば、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門や内部監査部門と事業部門との人材ローテーションを図る取組みは、(略)有益である」とある。

人材ローテーションに形式的に取り組むと業務上のリスクが高まること(コンプライアンスの知見の乏しい人材の集中等)もあり得、人材の配置は各金融機関の組織体制や人員状況等に応じて行う必要があると考える。

### 3. 当局による検査・監督

#### (1) モニタリングの対象金融機関の選定

「方針の策定」に係る記述において、「モニタリングの対象とする金融機関は、リスクが高いと考えられる金融機関や、今後リスクが高まる可能性がある金融機関を中心に選定する」とある。

モニタリング上、着目する「リスク」は、その時々々の外部環境等によって変わり得ると考えられる。「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」の中で「適時の意見発信・注意喚起に努めていく」としており、今後も、金融行政方針等において、モニタリング上、金融庁が着目する「リスク」やその評価上のポイント等を発信いただきたい。

#### (2) モニタリングの実施

「モニタリングの実施」に係る記述において、「複数の金融機関の横断的検証(水平的レビュー)を行うことが有益な場合もある」とある。

水平的レビューにおいて金融機関との対話を行った結果、形式的・横並び

の対応を求めることとならないよう、各金融機関の実情や相違点を十分に考慮してモニタリングを実施していただきたい。

(3) モニタリングに関する態勢整備

「モニタリングに関する態勢整備」に係る記述において、「実効的なモニタリングを行うためには、それを実施する当局側の態勢整備も必要となる」とある。

各金融機関が金融庁の問題意識等を理解し、円滑に対話を行う観点から、金融庁における態勢整備について積極的に開示していただきたい。

(4) 提出資料の内容・提出の頻度の見直し

「検査・監督に当たっての留意点」に係る記述において、「金融機関からの情報収集について、(略)定期的な提出資料の内容・提出の頻度を見直すことも重要である」とある。

金融庁は、これまでも「金融行政の再点検」に係る取組みとして、定期的に報告の頻度等の見直しを行っていただいているが、今後とも、各財務局がそれぞれ求めている提出資料等を含め、その内容・頻度を見直すことを検討いただきたい。

以 上